

一般廃棄物処理業許可証

住所 函館市鍛冶二丁目16番7号

氏名 株式会社佐々木事業所

代表取締役 時田 茂

令和2年2月27日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和2年3月23日

函館市長 工藤 壽 樹



1 事業の範囲

- (1) 取り扱う一般廃棄物 し尿および浄化槽汚泥を除く一般廃棄物
(2) 収集運搬・処分の別 収集運搬

2 許可の期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 許可の更新・変更の状況

許可の更新 令和2年4月1日

4 遵守事項

- (1) 営業に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を遵守すること。
- (2) 廃棄物の取扱区域は、変更のつど届け出ること。
- (3) 廃棄物の取扱いに当たっては、生活環境の保全上支障のないようにすること。